

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

曾於市「ふるさとの清流」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

曾於市

3. 地域再生計画の区域

曾於市の全域

4. 地域再生計画の目標

曾於市は、鹿児島県の北東部に位置し、人口 44,068 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 390 平方キロメートルで、市の北部を 1 級河川大淀川及びその支流の河川、南部を 2 級河川菱田川及びその支流の河川が流れている。地形は、河川沿いに一部平地も見られるが、多くは南九州特有のシラス台地で、北部や東部の一部が山岳地帯となっている。古くから農業を中心とし栄えた地域で、特に和牛や黒豚を中心とした全国有数の食糧供給地域として発展してきた。

平成 17 年 7 月 1 日には、隣接する末吉町、財部町、大隅町が合併し曾於市となった。

大淀川は、曾於市を源とし隣接する都城市を流下し太平洋に注ぎ、幹川流路 107 km、流域面 2,230 km²の九州を代表する 1 級河川であり、宮崎市 30 万人の水源となっている。また、菱田川は、幹川延長 55 km、流域面積 394 km²の 2 級河川で志布志湾に注ぐ清流である。

河川水質は、昭和 40 年代以降の流域の都市化や産業の発展により、良好といえない状態が続いている。

曾於市では、ゲンジボタルやヘイケボタルの群舞が市内全域で見られたが、今では一部溪流に限られてきている。また、ハヤ、メダカ、タニシ、カワニナ等が激減し、カワセミ、白鷺等の鳥類も見かけなくなり自然環境の悪化が危惧されている。

また、近年、都城市のベットタウン化や交通の利便性の向上により商工業施設や環境施設の整った旧 3 町の市街地への人口集中が進み、市人口の 35%である 15,400 人が定住している。この地域の河川は、生活態様の変化に伴う未処理の生活雑排水の流入により水質悪化が進んでいる。また、農村地域の河川においても同様な問題と農畜産業系の汚水流入等により水質が悪化してきている。

大淀川については、平成 3 年に BOD 水質ランキングが九州管内 1 級河川のワースト 1 位になり、流域市町村では、委員会や協議会の活動（「大淀川水系水質汚濁防止対策協議会」、「大淀川サミット」等）による地域住民への啓発運動や公共下水道、集落排水施設の整備を進めている。その結果、河川の BOD 濃度は徐々に低減しつつあるが、河川の窒素及びリン濃度は九州管内 1 級河川の平均を大きく上回り、現在も低減する傾向にない。

このため、「大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」、「大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会」では、大淀川水系大淀川上流域の都城盆地（宮崎県：高原町・三股町・

都城市・鹿児島県：曾於市）を対象に、水質及び水量の改善を図るため大淀川水環境改善緊急行動計画（大淀川ルネッサンスⅡ）を策定し、関係自治体では以下のような事業推進を図り、曾於市においても菱田川水系について同様の事業推進を図る計画である。

① 河川改修事業

今までの河川整備を見直し、多自然型川づくり、水辺植生の復元、瀬や淵の復元を図る施策を考慮しながら改修工事を進める。

② 汚水処理施設整備

流域全体としては、平成22年における汚水処理人口普及率は26%になるが、この数値は平成13年度末の全国平均63.5%より低い数値である。当流域は人口密度の低い地域が大半を占めるため、このような地域では合併浄化槽等、下水道以外の処理方式で普及を併せて実施する。

③ 農業・畜産系負荷削減

大淀川上流域は畑作・稲作・畜産の盛んな地域であり、発生する家畜排せつ物は堆肥として流域の農地に施肥されている。野積・素堀り等の不適正処理については、平成16年制定の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により減少される見込みであるが、耕作地の施肥量が増えることも考えられることから、施肥基準に基づく適正な施肥対策を周知させ改善を図る。

曾於市では、市全域の住環境や自然環境の改善を図るため、平成3年から旧3町全域で合併浄化槽設置事業（個人設置型）を展開し、また平成9年度から旧末吉町市街地で公共下水道に着手し、平成15年度に供用開始した。

平成14年度からは、旧財部町全域で合併浄化槽設置事業（市町村設置型）に着手し、平成16年度末の汚水処理人口は普及率16.9%に達したものの依然として低迷している状況にある。

農村区域では、家畜排せつ物の不適正処理により、水質汚濁や臭い等による環境悪化が進み、農村部への若者等定住化促進の阻害要因となっている。このため、平成12年から畜産環境施設改善事業を導入し、家畜糞尿処理施設の整備を行っているが、いまだ整備対象畜産農家全体の30%にとどまっている。

このようなことから、汚水処理施設整備と畜産環境施設整備をいっそう促進するほか、千年の森整備事業や悠久の森等の適正管理により照葉樹林の再生を図ることで、大淀川流域や菱田川流域の清流を取り戻し、ホタル、メダカ、チスジノリ等の水性動植物の繁殖を促す。また、河川工事においても親水性護岸や多自然型川作りを積極的に導入することにより、ふるさとの風物を取り戻したり、川でのイベント（カヌー大会・ドラゴンボート大会、清流まつり、清掃活動、つり大会）をより活性化させることができる。

住環境や自然環境の改善をすることで農村部への定住化を積極的に推進するなど、本市の市街地と農村部の均衡ある定住化や活性化を図り、市全域の再生を目指す。そのことが「大淀川ルネッサンスⅡ」計画にも大きく貢献し、同時に菱田川全域の清流化に寄与するものである。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進 (汚水処理人口普及率を 16.9%から 27.4%に向上)

(目標 2) 大淀川新割田橋、横市川宝来橋の平成 21 年度における水質目標を「大淀川ルネッサンスⅡ」水質評価地点大淀川志比田橋と同じ数値である $BOD < 2.0 \text{ mg} / \text{ℓ} \cdot N < 3.6 \text{ mg} / \text{ℓ} \cdot P < 0.25 \text{ mg} / \text{ℓ}$ に設定し、菱田川中野橋も同じ目標値とする。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

大淀川・菱田川流域の汚水対策として、住宅が密集する旧末吉町市街地において公共下水道整備事業を実施し、旧財部町全域を浄化槽設置事業(市町村設置型)、残りの旧末吉町、旧大隅町全域に浄化槽設置事業(個人設置型)を推進する。

併せて、市全域で廃食用油回収事業や畜産施設環境整備事業を行い、汚染源の減力により水質改善を図る。

また「千年の森整備事業」で照葉樹林の育成を図り、憩いの森や悠久の森を適正管理することにより水源のかん養を推進し、清流の再生を図る。

これらの事業によって、曾於市ふるさとの清流を取り戻し、住環境や自然環境を改善することで、市街地と農村部の均衡ある発展や活性化を図り、市全域の再生を目指す。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・・・・・・平成 9 年 10 月に事業認可
平成 15 年 7 月に事業変更認可
平成 18 年 9 月に事業変更認可

[事業主体]

- ・いずれも曾於市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(市町村設置型、個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 曾於市末吉処理地区
 - ・浄化槽(市町村設置型) 曾於市財部地区
 - ・浄化槽(個人設置型) 曾於市全域
- (ただし、末吉処理地区、財部地区を除く)

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年～21 年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成 18 年～21 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 17 年～21 年度

[整備量]

- ・公共下水道 管渠 φ 150～250 L=16,062m
処理場（土木，機械電気設備）
- ・浄化槽 1,048 基

なお，各施設による新規の処理人口は下記のとおり
公共下水道末吉処理区で 1,620 人，浄化槽市全域 2,994 人

[事業費]

・公共下水道	事業費	930,500 千円
	（うち，交付金	470,158 千円）
	単独事業費	78,728 千円
・浄化槽（市町村設置型）	事業費	199,939 千円
	（うち，交付金	66,646 千円）
・浄化槽（個人設置型）	事業費	284,981 千円
	（うち，交付金	94,993 千円）
・合計	事業費	1,415,420 千円
	（うち，交付金	631,797 千円）
	単独事業費	78,728 千円

5-3 その他の事業

- (1) 曾於市廃食用油回収事業（全戸）
回収容器全戸数配布 月 1 回回収作業（平成 15 年度より）
- (2) 畜産施設環境整備事業
大規模な飼育牛・養豚業者の施設整備は国・県の補助事業を導入し，小規模の畜産農家は市独自の補助事業で施設の環境対策改善整備を進める。
- (3) 千年の森整備事業及び憩いの森・悠久の森の保全事業
140ha の照葉樹林再生及び保全事業
- (4) 農村部への新たな定住者への支援措置
I ターンや U ターン者で新たに住宅を取得した者への助成制度

6. 計画期間

認定を受けた日から 22 年 3 月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査・維持管理が適切に行われているか把握し、必要に応じて適切な措置をとるよう指導する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし

(添付資料)

地域再生計画区域図

汚水処理施設整備交付金による汚水処理施設整備の整備箇所図及び処理場図

地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

地域再生計画のイメージ図